

(別添書類第7号)

## 事業区域に係る他の公共・公益施設の管理者の意見書

**(別添書類第7号) 事業区域に係る他の公共・公益施設の管理者の意見書**

本書類は、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条第2項第8号で規定される「事業区域に係る他の公共・公益施設の管理者の意見書」である。

当該事業区域に係る他の公共・公益施設の管理者の意見書を添付する。

寝 第 1880 号  
平成 29 年 8 月 8 日

国土交通省近畿地方整備局長 様

事業者 大阪市中央区大手前二丁目 1 番 22 号  
大 阪 府  
上記代表者 大阪府知事 松井 一郎

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 8 号の規定に基づく  
意見について（照会）

「一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業」に関し、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条の規定により、別紙記載の事業区域の認定を申請するにあたり、事業区域に在する貴職管理施設に対して、同法第 14 条第 2 項第 8 号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

なお、恐縮ですが、平成 29 年 8 月 31 日までにご回答をお願いします。

1. 事業の種類 一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業
2. 大深度地下の使用範囲（別紙-1）



国近整道政第145号

平成29年10月5日

事業者

大阪市中央区大手前二丁目1番22号

大阪府

上記代表者 大阪府知事 松井 一郎 殿

道路管理者

国土交通省近畿地方整備局長

池田 豊



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条第2項第8号の規定に  
基づく意見について（回答）

平成29年8月8日付け寝第1880号で照会のありました標記については、支障のない旨回答します。

寝 第 1880 号  
平成 29 年 8 月 8 日

大阪市長 様

事業者 大阪市中央区大手前二丁目 1 番 22 号  
大 阪 府  
上記代表者 大阪府知事 松井 一郎

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 8 号の規定に基づく  
意見について（照会）

「一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業」に関し、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条の規定により、別紙記載の事業区域の認定を申請するにあたり、事業区域に在する貴職管理施設に対して、同法第 14 条第 2 項第 8 号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

なお、恐縮ですが、平成 29 年 9 月 8 日までにご回答をお願いします。

1. 事業の種類 一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業
2. 大深度地下の使用範囲（別紙-1）

大都計第354号  
平成29年9月8日

大阪府知事 松井 一郎様

大阪市長 吉村 洋文

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条第2項第8号及び第9号の規定に  
基づく意見について（回答）

平成29年8月8日付け寝第1880号で照会のありました標題について、次のとおり回答  
します。

記

- ・ 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条第2項第8号及び第9号にかかる  
次の関係法令に対する意見について

意見なし

○関係法令

道路法 第43条及び第91条第1項

河川法 第26条第1項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項、  
第58条の6第1項

都市計画法 第53条、第65条

下水道法 第24条第1項、第29条第1項

寝 第 1880 号  
平成 29 年 8 月 8 日

関西電力株式会社  
代表取締役 社長 様

事業者 大阪府中央区大手前二丁目 1 番 22 号  
大 阪 府  
上記代表者 大阪府知事 松井 一郎

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 8 号の規定に基づく  
意見について（照会）

「一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業」に関し、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条の規定により、別紙記載の事業区域の認定を申請するにあたり、事業区域に在する貴職管理施設に対して、同法第 14 条第 2 項第 8 号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

なお、恐縮ですが、平成 29 年 8 月 31 日までにご回答をお願いします。

1. 事業の種類 一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業
2. 大深度地下の使用範囲（別紙-1）

北支電発 1079号  
平成29年9月5日

大阪府知事

松井 一郎 様

関西電力株式会社  
電力流通事業本部大阪北電力部  
電力部長 松田 亨



(担当)大阪北電力部  
送電グループ 脇 伸雄  
TEL: 06-7501-0725

意見照会に対する回答について

平素は、当社事業に格別のご配慮をいただきまして、ありがとうございます。  
平成29年8月8日付 寝 第1880号(大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条第2項第8号の意見について(照会))) についてご依頼のありました標記調査につきましては、下記の通り回答いたします。

記

1. 占用物件について

地中送電設備、地中配電設備、通信設備、架空配電設備

・既設占用物件がございますが、埋設深さ最大GL-9.2m以下のため支障ありません。

架空送電設備

既設物件(杭基礎)はありません。

2. 今後の埋設計画について

地中・架空送電設備、地中・架空配電設備、通信設備

埋設計画はありません。

3. 連絡担当箇所

関西電力株式会社 電力流通事業本部

(送電設備) 大阪北電力部 送電グループ

(地中送電)担当: 脇 TEL: 06-6374-9606

(架空送電)担当: 有田 TEL: 同上

(地中配電設備) 大阪北電力部 扇町ネットワーク技術センター

(地中配電)担当: 足立 TEL: 06-6374-9669

(通信設備) 大阪北電力部 通信グループ

担当: 竹中

以上



寝 第 1880 号  
平成 29 年 8 月 8 日

株式会社 NTT 西日本  
代表取締役 社長 様

事業者 大阪府中央区大手前二丁目 1 番 22 号  
大 阪 府  
上記代表者 大阪府知事 松井 一郎

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 8 号の規定に基づく  
意見について（照会）

「一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業」に関し、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条の規定により、別紙記載の事業区域の認定を申請するにあたり、事業区域に在する貴職管理施設に対して、同法第 14 条第 2 項第 8 号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

なお、恐縮ですが、平成 29 年 8 月 31 日までにご回答をお願いします。

1. 事業の種類 一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業
2. 大深度地下の使用範囲（別紙-1）

西阪支設 第3919号  
平成29年 8月30日

大阪府知事  
松井 一郎 様

西日本電信電話株式会社  
取締役大阪支店長 岸本 照之



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条第2項第8号の規定  
に基づく意見について（回答）

残暑の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般寝第1880号平成29年8月8日付け文書でご照会のありました標記について、下記のとおり回答いたします。

よろしくお願い申し上げます。

記

1. 回答内容

当該ルートにおいて計画はありませんが、当社の既設とう道設備との交差箇所等がありますので、設計施工協議をお願いいたします。

2. 本件に関する連絡先

西日本電信電話株式会社 大阪支店 設備部  
担 当 坂本  
電 話 06-6268-5811 FAX 06-6268-5813  
所在地 〒541-0059 大阪府中央区博労町2-4-2博労町ビル

寝 第 1880 号  
平成 29 年 8 月 8 日

大阪ガス株式会社  
代表取締役社長 様

事業者 大阪市中央区大手前二丁目 1 番 22 号  
大 阪 府  
上記代表者 大阪府知事 松井 一郎

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 8 号の規定に基づく  
意見について（照会）

「一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業」に関し、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条の規定により、別紙記載の事業区域の認定を申請するにあたり、事業区域に在する貴職管理施設に対して、同法第 14 条第 2 項第 8 号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

なお、恐縮ですが、平成 29 年 8 月 31 日までにご回答をお願いします。

1. 事業の種類 一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業
2. 大深度地下の使用範囲（別紙-1）

平成 29 年 8 月 31 日

大阪府知事  
松井 一郎 様

大阪市西区千代崎 3 丁目南 2 番 37 号

大阪ガス株式会社  
導管事業部 大阪導管部

部長 下茂 貴博



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 8 号の規定に基づく  
意見について (回答)

平成 29 年 8 月 8 日付け、寝 第 1880 号で照会のありました件につきまして、調査の結果、下記のとおり回答いたします。

記

1. 回答内容

意見ございません。

2. その他

設計協議、施工協議等、弊社との協議をお願い致します。

3. 報告担当

導管計画チーム 村田 功治  
(TEL 06-6586-1076)

以上

寝 第 1880 号  
平成 29 年 8 月 8 日

京阪電気鉄道株式会社  
代表取締役 社長 様

事業者 大阪市中央区大手前二丁目 1 番 22 号  
大 阪 府  
上記代表者 大阪府知事 松井 一郎

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 8 号の規定に基づく  
意見について（照会）

「一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業」に関し、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条の規定により、別紙記載の事業区域の認定を申請するにあたり、事業区域に在する貴職管理施設に対して、同法第 14 条第 2 項第 8 号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

なお、恐縮ですが、平成 29 年 8 月 31 日までにご回答をお願いします。

1. 事業の種類 一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業
2. 大深度地下の使用範囲（別紙-1）

工管第29-818号  
平成29年8月22日

大阪府知事  
松井 一郎 様

京阪電気鉄道株式会社  
取締役社長 中野 道夫



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条第2項第8号の規定に基づく  
意見について（回答）

平素は、弊社鉄道事業にご理解ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、「一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業」において平成29年8月8日付、  
寝第1880号で照会のありました「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14  
条第2項第8号の規定に基づく意見について」下記のとおり回答します。

記

1. 本事業における特別措置法第14条第2項第8号について、弊社異議はありません。
2. 本事業に変更があった場合は、下記連絡先へ連絡願います。

以 上

< 連絡先 >

工務部管理課 川原、松葉  
TEL 072-841-4635

寝 第 1880 号

平成 29 年 8 月 8 日

西日本旅客鉄道株式会社  
代表取締役 社長 様

事業者 大阪市中央区大手前二丁目 1 番 22 号  
大 阪 府  
上記代表者 大阪府知事 松井 一郎

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 8 号の規定に基づく  
意見について（照会）

「一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業」に関し、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条の規定により、別紙記載の事業区域の認定を申請するにあたり、事業区域に在する貴職管理施設に対して、同法第 14 条第 2 項第 8 号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

なお、恐縮ですが、平成 29 年 8 月 31 日までにご回答をお願いします。

1. 事業の種類 一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業
2. 大深度地下の使用範囲（別紙-1）



近統施第 767 号  
2017 年 10 月 13 日

大阪府  
大阪府知事 松井 一郎 様

西日本旅客鉄道株式会社  
取締役兼常務執行役員近畿統括本部長 平野



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 8 号の規定に  
基づく意見について(回答)

平素は、弊社の事業につき格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、寝 第 1880 号(平成 29 年 8 月 8 日付け)でご照会のありました標題につきまして、  
下記の通り回答いたします。

記

1. 「一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業」の実施につきましては、了知しました。
2. 「一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業」の工事実施の際には、弊社列車運行  
保安に関し事前にご協議ください。

以 上



寝 第 1880 号  
平成 29 年 8 月 8 日

大阪外環状鉄道株式会社  
代表取締役 社長 様

事業者 大阪市中央区大手前二丁目 1 番 22 号  
大 阪 府  
上記代表者 大阪府知事 松井 一郎

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 8 号の規定に基づく  
意見について（照会）

「一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業」に関し、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条の規定により、別紙記載の事業区域の認定を申請するにあたり、事業区域に在する貴職管理施設に対して、同法第 14 条第 2 項第 8 号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

なお、恐縮ですが、平成 29 年 8 月 31 日までにご回答をお願いします。

1. 事業の種類 一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業
2. 大深度地下の使用範囲（別紙-1）

外環企第427号  
平成29年8月25日

大阪府知事  
松井 一郎 様

大阪外環状鉄道株式会社  
代表取締役 野本 康憲



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条第2項第8号の  
規定に基づく意見について（回答）

平成29年8月8日付け寝第1880号で照会のあった標記については下記のとおりです。

記

特筆事項なし

担当：大阪外環状鉄道株式会社  
企画部 鎌田  
電話：06(4707)0202

寝 第 1880 号  
平成 29 年 8 月 8 日

大阪広域水道企業団 企業長 様

事業者 大阪市中央区大手前二丁目 1 番 22 号  
大 阪 府  
上記代表者 大阪府知事 松井 一郎

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 8 号の規定に基づく  
意見について（照会）

「一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業」に関し、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条の規定により、別紙記載の事業区域の認定を申請するにあたり、事業区域に在する貴職管理施設に対して、同法第 14 条第 2 項第 8 号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

なお、恐縮ですが、平成 29 年 8 月 31 日までにご回答をお願いします。

1. 事業の種類 一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業
2. 大深度地下の使用範囲（別紙・1）

企 計 第 263 号  
平成 29 年 8 月 25 日

大阪府  
知事 松井 一郎 様

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 8 号の  
規定に基づく意見について（回答）

平成 29 年 8 月 8 日付け寝第 1880 号で依頼のあった標記について、対象となる事業区域  
に大阪広域水道企業団の所管する施設が無いことから、意見はありません。

**【担当】**

大阪広域水道企業団 事業管理部  
計画課 計画・危機管理グループ 西田、荻野  
住所 〒540-0012  
大阪府中央区谷町 2-3-12  
マルイト谷町ビル 3 階  
TEL 06-6944-6870  
FAX 06-6944-6874  
MAIL jigyokanri@sbox.wsa-osaka.jp

寝 第 1880 号  
平成 29 年 8 月 8 日

大阪府警察城東警察署  
警察署長様

事業者 大阪府中央区大手前二丁目 1 番 22 号  
大 阪 府  
上記代表者 大阪府知事 松井 一郎

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 8 号の規定に基づく  
意見について（照会）

「一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業」に関し、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条の規定により、別紙記載の事業区域の認定を申請するにあたり、事業区域に在する貴職管理施設に対して、同法第 14 条第 2 項第 8 号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

なお、恐縮ですが、平成 29 年 8 月 31 日までにご回答をお願いします。

1. 事業の種類 一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業
2. 大深度地下の使用範囲（別紙-1）

城 警 第 3 6 6 0 号  
平 成 2 9 年 8 月 1 7 日

大 阪 府 知 事 殿

城 東 警 察 署 長

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条第2項第8号の規定に基づく  
意見について（回答）

平成29年8月8日付け寝第1880号により照会のあった標記の件について、次のとおり  
回答します。

- 1 交通安全施設管理上の支障に関する意見はありません。
- 2 事業の変更等が生じた場合は、その都度、情報提供を願います。

以 上

（連絡先 交通課交通規制係 電話06-6934-1234 内線421）

寝 第 1880 号  
平成 29 年 8 月 8 日

大阪府警察都島警察所  
警察署長様

事業者 大阪府中央区大手前二丁目 1 番 22 号  
大 阪 府  
上記代表者 大阪府知事 松井 一郎

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条第 2 項第 8 号の規定に基づく  
意見について（照会）

「一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業」に関し、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 14 条の規定により、別紙記載の事業区域の認定を申請するにあたり、事業区域に在する貴職管理施設に対して、同法第 14 条第 2 項第 8 号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

なお、恐縮ですが、平成 29 年 8 月 31 日までにご回答をお願いします。

1. 事業の種類 一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業
2. 大深度地下の使用範囲（別紙-1）

都 警 第 4 4 0 1 号  
平 成 2 9 年 8 月 1 7 日

大 阪 府 知 事 殿

都 島 警 察 署 長

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条第2項第8号の規定に基づく  
意見について（回答）

平成29年8月8日付け寝第1880号により照会のあった標記の件について、次のとおり  
回答します。

- 1 交通安全施設管理上の支障に関する意見はありません。
- 2 事業の変更等が生じた場合は、その都度、情報提供を願います。

以 上

（連絡先 都島警察署交通規制係 電話06-6945-1234 内線421）